

雇児発 0529 第 13 号
社援発 0529 第 4 号
老発 0529 第 1 号
平成 26 年 5 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老人保健局長

(公印省略)

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について

社会福祉法人の設立の認可等については、「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「平成 12 年通知」という。)により定められておりますが、今般、別添のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、下記に示した本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願ひいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

記

第1．改正の趣旨

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業という公益性の高い事業を主たる事業とする非営利法人であり、所轄庁の指導監督等の公的規制を受ける一方で、税制優遇等の公的助成を受けている。このような法人の性格に鑑みれば、国民に対して経営状態を積極的に公表し、透明性を確保することは、法人の責務と考えられる。

また、法人の経営情報は、福祉サービスの利用を希望する者にとって、サービスを選択する上で重要な判断要素となる。

このため、法人の経営情報の公表及び所轄庁への提出手続の取扱いを定めるため、平成12年通知を改正するものである。

第2．主な改正内容等

1．現況報告書の様式改正について

(1) 現況報告書について、平成12年通知において、様式例であったものを統一的な報告様式として位置づけ直す。当該現況報告書については、エクセル形式による電子ファイルで、所轄庁への電子メールによる送信又は電子記録媒体の郵送等の方法により、提出を求めるここととする。なお、当該現況報告書には、個人情報等が含まれているため、個人情報等の漏洩がないよう、法人において、パスワードを設定するなどの安全管理を行うことを求めること。

(2) 現況報告書の添付書類である貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書、事業活動計算書又は事業活動収支計算書をいう。なお、社会福祉法人会計基準以外の会計基準を適用する法人については、社会福祉法人新会計基準（以下「新会計基準」という。）を適用するまでの間はこれに相当する書類とする。）についても、所轄庁へエクセル形式による電子ファイルで提出を求ることとする。ただし、平成26年度提出分（平成25年度決算）に限り、以下のとおり取り扱うものとすること。

① 新会計基準を適用する法人であって、エクセル形式による電子ファイルでの提出が可能な会計システムを使用する法人については、新会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書（第1号の1様式から第1号の4様式、第2号の1様式から第2号の4様式、第3号の1様式から第3号の4様式）をエクセル形式による電子フ

ファイルで提出すること。

- ② 新会計基準を適用する法人であって、P D F 形式による電子ファイル又は書面での提出のみが可能な会計システムを使用する法人については、1年の経過措置を設け、平成 26 年度提出分（平成 25 年度決算）に限り、新会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書（第 1 号の 1 様式から第 1 号の 4 様式、第 2 号の 1 様式から第 2 号の 4 様式、第 3 号の 1 様式から第 3 号の 4 様式）を P D F 形式による電子ファイル又は書面での提出を可能とすること。
- ③ 新会計基準以外の会計基準を適用する法人については、1年の経過措置を設け、平成 26 年度提出分（平成 25 年度決算）に限り、各法人が適用する会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書を P D F 形式による電子ファイル又は書面での提出を可能とすること。

なお、平成 27 年度提出分（平成 26 年度決算）以降については、経過措置は終了し、全ての法人からエクセル形式による電子ファイルでの提出を求めることとする。

2. 現況報告書等の公表及び公表上の取扱いについて

- (1) 法人は、現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び収支計算書（以下「現況報告書等」という。）について、インターネットを活用し、公表しなければならないこと。
- (2) 現況報告書の公表については、別途所轄庁へ配布する別記第 3 様式を使用して、エクセル形式又は P D F 形式による電子ファイルで行うこと（公表に当たっては（6）に留意すること。）。
- (3) 添付書類である貸借対照表及び収支計算書の公表については、
 - ① 1. の（2）の①に該当する法人については、エクセル形式又は P D F 形式による電子ファイル（公表に当たっては（6）に留意すること。）
 - ② 1. の（2）の②又は③に該当する社会福祉法人については、P D F 形式による電子ファイルで行うこと。
- (4) 添付書類である貸借対照表及び収支計算書のうち、公表する様式については、
 - ① 新会計基準を適用する法人については、第 1 号の 1 様式及び第 1 号の 2 様式、第 2 号の 1 様式及び第 2 号の 2 様式、第 3 号の 1 様式及び第 3 号の 2 様式

- ② 新会計基準以外の会計基準を適用する法人については、①に相当する書類とすること。
- (5) 所轄庁は、所管する法人のうち、ホームページが存在しないことにより公表が困難な法人等が存在する場合には、所轄庁のホームページにおいて当該法人の現況報告書等を公表すること。
- (6) (2) 又は(3)①によりエクセル形式による電子ファイルで公表する場合には、シート保護機能を設定するなど、公表データの改ざん防止策を講ずること。
- (7) 現況報告書の記載事項には、代表者の年齢及び住所といった個人情報のほか、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設所在地が含まれているため、公表に当たっては、個人又は利用者の安全に支障を来す恐れのある事項を除くなど、十分な配慮が必要であること。
特に、(5)により所轄庁が現況報告書の公表を実施する場合、当該事項に係る公表の可否について、現況報告書を提出した法人と事前に十分な協議を行い、現況報告書から、公表により個人又は利用者の安全に支障を来す恐れのある事項を除くなどの対応を行った上で公表すること。

第3. 施行日

平成26年4月1日

第4. その他

厚生労働省においては、社会福祉法人制度の見直しの検討に当たり、法人運営の実態を把握するため、当分の間、法人が所轄庁に対して提出した現況報告書等について収集・分析を行うこととしている。今後、各所轄庁に対し、法人の現況報告書等の電子ファイル等を厚生労働省に提出することを依頼する予定なので、御了知願いたい。なお、具体的な提出手続については、追って通知する予定である。